

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	2
契約番号	6農振財契第22号
件名	ホイールローダの賃借
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
借入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
概要	別紙仕様書のとおり
借入期間	物件納入月から60箇月（長期継続契約）
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目131:貸貸業務」に登録を有する者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年5月10日（金） 午前10時00分（入札期間は指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和6年4月15日（月）午前10時から令和6年4月22日（月）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕（必要事項を記入） (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕（必要事項を記入） (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し（契約書・請書の写しなど）
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 有機農業堆肥センター 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-33-3997

仕 様 書

1 件 名 ホイールローダの賃借

2 借入期間 物件納入月から60ヶ月
(地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約)

3 借入場所 東京都青梅市新町 6-7-1
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
有機農業堆肥センター

4 賃借機種及び数量 ホイールローダ 2台
(参考品：日立建機株式会社 ZW40-5B、株式会社小松製作所
WA40-8)
※上記参考品は、参考として例示するものであり、指定するもの
ではない。本仕様書に記載された規格・性能と同等の規格・性能
を有する製品を選定すること。

5 仕様・規格他

- (1) 全長×全幅×全高 4,715×1,755×2,500 mm程度
- (2) 機械質量 3,365 kg程度
- (3) バケット容量 0.8 m³
- (4) 定格出力 28.4 kW程度
- (5) 最小回転半径 3,125 mm程度
- (6) キャビン・エアコン付とすること
- (7) バケットは畜産仕様とすること

6 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

7 支払方法 月払いとし、指定金融機関口座からの引落とする。

8 期間満了時の取り扱い

(1) 契約期間満了時においては、財団はこの物件を通常の損耗を除き、現状に回復して返還するものとする。ただし、受託者が認めた場合は、現状のまま返還できるものとする。

(2) 付属品等の返却については、財団と協議の上、決定すること。

(3) 契約期間満了後に引き続き財団がこの物件を利用する意向を示した場合には、受託者は再リースする取扱いを可能とすること。

9 長期継続案件

本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約案件である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合、財団はこの契約を変更または解除することができるものとする。

10 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化やHTTの推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

12 その他

- （１）納入等の経費を含むこと。
- （２）納入については、堆肥センターに連絡し、日程等の打ち合わせをし、納入時車両についての取扱い説明を確実に行うこと。
- （３）入札（または見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- （４）本仕様の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して決定する。

- 13 連絡先 東京都青梅市新町 6-7-1
 公益財団法人東京都農林水産振興財団
 事業課 有機農業堆肥センター
 電話：0428-33-3997